

④ 交通反則金と放置違反金

Q : 道路交通法が改正され、駐車禁止の取締りが厳しくなりましたが、この交通反則金と放置違反金の取扱いはどのようになるのですか？

A : いずれも損金不算入となります。

【解説】

道路交通法が改正になり、駐車違反をした者が反則金を納付しない場合は、放置車両の使用者に対して放置違反金が課されることとなりました。

この場合の反則金等の取扱いは、次のようになります。(営業マンが会社の車両で勤務中に駐車違反を犯した場合)

- ① 本人が反則金を自費で納付する場合
税務上の問題は生じません。
- ② 本人が反則金を納付した後に、会社がその額の全部又は一部をその本人に支給した場合
会社が支給した金額は、罰料金等と同様の取扱いとなるため、損金不算入となります。また、本人に対しては給与課税されません。ただし、駐車違反が会社の業務と関連がない場合は、臨時的な給与として課税されることとなります。
- ③ 本人が反則金を納付しないため、使用者である会社に対して放置違反金が課された場合
会社が納付した放置違反金は、罰料金等であるため、損金に算入することはできません。

